

あわら市縁結び推進事業業務 公募仕様書

本仕様書は、あわら市が「あわら市縁結び推進事業業務（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するに当たり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務名

あわら市縁結び推進事業業務

2 業務目的

晩婚化・未婚化が人口減少及び少子化の大きな要因となっている社会背景を踏まえ、結婚活動をしている独身男女に出会いの機会を提供するとともに、本業務で出会った男女の成婚を促すことで、あわら市の婚姻数を増やし、人口減少及び少子化に歯止めをかける。

3 業務概要

異性との交際・結婚を望みながらも、出会いの機会がない参加者に対して、婚活イベント（以下「イベント」という。）を開催する。

また、出会いの場の創出・提供にとどまらず、交際発展と成婚につながるようにフォローアップを実施する。

4 業務内容

（1）次に掲げる要件を満たすイベントの企画、立案及び運営

① 内容

- ア 市の地域資源（歴史や文化、産業等）を取り入れ、あわら市の魅力を体感することで地元愛の醸成にもつながる内容とすること。
- イ 参加者が友達づくりのような感覚で参加できるような交流プログラムとし、男女の交流が図れるような共同作業やレクリエーション等を組み込むこと。
- ウ イベントでの食事の提供は可とする。ただし、アルコール飲料の提供は不可とする。
- エ 屋外での開催の場合、雨天時におけるプログラムも想定すること。
- オ 参加者に対し、婚活セミナーを開催すること。
- カ カップリング成立者に対し、記念品を贈呈すること。
- キ 安心して参加できるプログラムとすること。

② 実施場所

市内

※ 開催ごとに場所は変わってもよいが、運送サービスを提供する場合は、旅

行業法に反しない方式で実施すること。

- ③ 対象
 - ア 20歳以上50歳未満の独身男女であること。
 - イ 男性は、市内在住または市内在勤であること。
- ④ 実施日程
 - 令和6年6月から令和7年3月までの期間で、参加者が参加しやすい、土曜日、日曜日または祝日
- ⑤ 実施回数
 - 2回以上
- ⑥ 募集人員
 - 概ね男女各30人程度
- ⑦ 参加料
 - 参加料を徴収する場合は、参加しやすい料金設定となるよう配慮し、その徴収を行うこと。
- ⑧ 委託価格の範囲
 - 上記⑦参加料を除き、イベントの実施に当たる必要な経費はすべて委託価格に含むものとする。
- ⑨ 実施業務
 - ア 会場の借上げ及び会場設営、撤去
 - イ イベントに必要な物品等（名札、プロフィールカード、ペン等）の準備
 - ウ 当日の受付、参加者誘導、演出、司会進行
 - エ 写真撮影（実績報告）
 - オ イベントの広報及び周知
- ⑩ その他
 - ア イベント開催前に、当日の企画案、台本等を作成・提出すること。
 - イ 企画案等に基づき、詳細について市と打ち合わせを行うこと。
 - ウ 必要に応じて、イベントで使用する資料を作成すること。
 - エ 婚活セミナーの講師との連絡・調整等を行うこと。

（2）次に掲げる要件を満たすフォローアップの実施

- ① 内容
 - ア フォローアップアンケートの実施
 - 婚活イベントで成立したカップルを対象に、イベント一定期間経過後、現状把握するためのアンケートを行い、市で支援できる制度があれば、支援制度の情報提供を行うこと。
 - なお、アンケート実施者に対しては、記念品を贈呈すること。
 - イ デートプランの提案

婚活イベントで成立したカップルを対象に、市内や近隣市町村の観光地、デートスポット、デート向けイベントを紹介すること。

② 実施日程

各イベント終了後 1か月以内

③ 実施回数

2回

④ 委託価格の範囲

フォローアップの実施に当たる必要な経費は、すべて委託価格に含むものとする。

⑤ その他

ア フォローアップ実施前に、詳細について市と打ち合わせを行うこと。

イ アンケート協力者の向上を図るため、参加記念品を贈呈するなど、創意工夫に努めること。

(3) 参加者の募集案内及び問い合わせ対応等の事務

① 募集・申込受付

ア 参加者の募集を行い、申込受付を行うこと。

イ 最終参加予定人数等について市に報告すること。

② 問合せ対応

参加者からの問い合わせに対応すること。

③ 参加料の徴収

参加料を徴収する場合は、領収証を交付すること。

(4) 参加者の属性分析及び参加者への意識調査アンケートの実施

① 参加者の属性分析

参加者の属性（性別・居住地・平均年齢等）について分析を行うこと。

② 参加者への意識調査アンケートの実施

ア 参加者に対し、恋愛や結婚に関する意識調査アンケートを配布・回収し、市に集計結果を報告すること。

イ アンケートの内容は、市から指示する。

5 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

6 委託価格（契約上限額）

989,560円（消費税及び地方消費税を含む。）

(1) 参加料を徴収する場合は、イベント運営に係る費用から、参加料を除いた額が委託

価格以下となるようにすること。

- (2) 委託価格分の業務と参加料分の業務を明確にすること。
- (3) 婚活セミナーの講師謝礼を含む。

7 成果品等

- (1) 各イベント終了時の報告書 1部及びデーター式
結果報告（カップリング成立数等）、参加者アンケート分析結果
- (2) 各フォローアップ実施時の報告書 1部及びデーター式
フォローアップアンケート分析結果
- (3) 全てのイベント及びフォローアップ実施後の報告書 1部及びデーター式
業務実施記録、募集ちらし、現場写真、参加者名簿、参加者属性分析結果、参加者
アンケート分析結果、打合せ記録、その他関係資料

8 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に市に
対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、そ
の他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 安全管理

- (1) イベントの実施に当たり、市及び受託者は本業務に係る参加者間の私的トラブルに
ついて一切の責任を負わない旨を、参加者に十分に周知すること。
- (2) 参加者と受託者との間、又は参加者同士のトラブル防止のために必要な措置を講ず
ること。
- (3) 事故等の場合に備え、保険に加入すること。
- (4) イベント当日は、受付の際に参加者の本人確認を行うこと。
- (5) イベント開催に当たり、手洗いの励行、消毒の徹底などの感染症防止対策を講ずる
こと。

10 その他

- (1) 本業務は、あわら市契約事務規則に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務に遂行
するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業
務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、あわら市個人情報保護条例（平成 17
年条例第 2 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取

扱わなければならない。

- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (5) イベントの中止の判断は市が行う。受託者はイベント等に中止の恐れが生じた場合は、速やかに市に報告して判断を仰ぐこと。
 - ① イベントの中止が受託者の都合に起因する場合
イベントの中止までに要した費用は、全額受託者の負担とし、業務委託料から減額する。
 - ② イベントの中止が不可抗力（自然災害等）、感染症拡大防止に起因する場合
中止したイベントに係る経費の内、中止によって不要となった経費については、市と受託者が協議の上、金額を決定し、業務委託料から減額する。